

仕様書（ホイールローダ）

令和8年度

酒田地区広域行政組合

<概要>

この仕様書は、酒田地区広域行政組合 管理者 酒田市長（以下、「発注者」という）が購入する「ホイールローダ」に適用するもので、納入機は、以下に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、中間処理施設や最終処分施設での作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない事項については、発注者と物品供給者（以下、「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 納入場所

酒田市北沢字長面200番（酒田地区広域行政組合リサイクルセンター）

2. 納入期限

令和9年3月31日

3. 車両仕様

- | | |
|------------|---|
| (1) 納入車両 | 1台 |
| | 納入車両は、道路運送車両法等に適合し、国土交通省「低騒音型建設機械」に指定され、「特定特殊自動車排出ガス2014年基準適合車」であること。 |
| (2) 乗車定員 | 1名 |
| (3) 運転席 | キャブ仕様（鋼製密閉型）エアコン付 |
| (4) 動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする |
| (5) 駆動形式 | 前後輪駆動式 |
| (6) タイヤ形式 | ノーパンクタイヤ |
| | ※構内専用車とし、ナンバー登録および保安基準緩和認定等の公道走行に関する手続きは不要とする。 |
| (7) かじ取装置 | 車体屈折式 |

4. 性能

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) バケット形式 | ストックパイル（ボルトオンカッティングエッジ付） |
| (2) バケット容量 | 0.9 m ³ 以上 |
| (3) バケット幅 | 2,050 mm以下 |
| (4) リフトアーム | 標準 |
| (5) 最小回転半径（最外輪中心） | 4,100 mm以下 |

5. 主要諸元

(1) 全長 (バケット地上)	5, 6 5 0 mm程度 (または以下)
(2) 全幅 (車両単体)	2, 0 0 0 mm程度 (または以下)
(3) 全高 (キャブ上端まで)	2, 8 8 0 mm程度 (または以下)
(4) 最低地上高	2 2 5 mm以上
(5) ダンピングクリアランス (4 5 度前傾)	2, 3 0 5 mm以上
(6) ダンピングリーチ (4 5 度前傾)	7 0 0 mm以上
(7) ホイールベース	2, 1 7 0 mm以上
(8) 運転質量	5, 2 5 0 kg以上
(9) 定格出力	3 9 kw 以上

6. 計器類

(1) 速度計又は機関回転計	1 式
(2) 燃料計	1 式
(3) アワーメータ	1 式
(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
(5) 水温計	1 式
(6) 充電警告灯	1 式
(7) その他標準計器類	1 式

7. 照明装置類

(1) 前方作業灯	2 灯以上
(2) 後方作業灯	2 灯以上
(3) その他標準照明装置類	1 式

8. 付属装置、付属品及び付加仕様

(1) バックブザー（後方1 mにおいて、音圧 80dB(A)以上）	1 式
(2) エアコン（冷暖房）	1 式
(3) ウインドウォッシャー（電動式）	1 式
(4) けん引装置	1 式
(5) 座席ベルト	1 式
(6) アンダーミラー	1 式
(7) FM/AMラジオ	1 式
(8) 標示（車体に酒田地区広域行政組合と文字記入2箇所）	1 式
(9) スノーワイパーブレード	1 式
※公道は走行しないが、降雪時に使用する。	
(10) マット	1 式
(11) 走行時の振動軽減装置（ライドコントロール等）	1 式
(12) ラジエーター等の粉じん清掃のためのファン逆転機能	1 式
(13) 消火器（ABC粉末、1. 8 kg以上）	1 式
(14) 標準付属工具	1 式
(15) 取扱説明書	1 部
(16) 部品表	1 部
(17) その他標準付属装備	1 式

9. 塗装及び名入れ等

- (1) メーカー標準色とする。
- (2) 名入れ
「酒田地区広域行政組合」
記入箇所は、両側面とし、位置については、発注者が別途指示する。
その他詳細については、発注者と受注者にて協議する。

10. 検査

検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能を検査する。ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は、受注者において準備するものとする。

11. 保証

納入後1年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合には、それを適用する。

設計製作上の欠陥で特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償で修理を行わせることがある。

12. その他事項

(1) 製造期日等について

納入機は新品でなければならない。また、指定した場所への運搬にかかる費用は受注者の負担とする。

(2) 提出図書について

取扱説明書などの提出図書に使用する言語は、日本語とする。

(3) 機種の変更について

契約後、納入予定機種がモデルチェンジのため納入困難となった場合は、後継機種又は上位機種への納入を可能とする。ただし、仕様及び契約金額の変更はないものとし、機種の変更理由やカタログ等を書面にて提出すること。

(4) その他協議事項

本仕様書記載以外のことについては、発注者と受注者にて協議する。